

頑張るしかない。 でもどうしよう…。 そんなあなたを応援します。

心あたりの方はいませんか？

- ぎりぎりの生活
- 不安定な就労
- 借金
- 孤立
- 低収入
- ひきこもり
- 税金の滞納
- 将来が不安

生活困窮者自立支援法が施行され、南国市でも自立相談支援事業などを実施しています。
自立相談支援事業では、生活に困りごとを抱えている方からの相談を受け付け、相談支援員が解決に向けた目標を相談者とともに考えます。そして、一人ひとりの状況に応じて、様々な機関が連携して適切な支援を行っていきます。まずはご相談を！

【相談窓口】南国市社会福祉協議会 あんしん生活サポートセンター

☎ 803-4122

FAX 863-4445

✉ nfukusi@nanshakyo.or.jp

相談無料・秘密厳守

*この事業は、社会福祉法人 南国市社会福祉協議会に委託して実施しています。

※お問い合わせは、南国市社会福祉協議会（☎ 863-4444）まで

知って得する国民年金

国民年金保険料の納付期限は、翌月の末日です。忘れず納めましょう。

平成27年度の一般免除申請の受付が 7月1日から始まります

保険料を納め忘れの状態が続くと、障害や死亡といった万一の際に障害基礎年金や遺族基礎年金が受けられなくなる場合があります。

経済的な理由などで国民年金保険料を納付することが困難な場合には、保険料の納付が免除・猶予となる「保険料免除制度」や「若年者納付猶予制度（30歳未満）」があります。

平成27年度の免除などの受付は平成27年7月1日から開始され、平成27年7月分から平成28年6月分までの期間を対象として審査を行います。

また、平成26年4月から法改正により、2年1カ月前の月分までさかのぼって免除申請をすることができるようになっています。急な失業などにより保険料を納付することが経済的に困難になった方や、申請を忘れていたために未納期間がある方などは、ご相談ください。

※お問い合わせは
南国年金事務所（☎ 864-1111）
市民課年金係（☎ 880-6555）まで

長寿支援課からのお知らせ

後期高齢者医療被保険者の皆さまへ

◎保険料軽減の判定基準所得の変更に伴い軽減対象者が広がりました。

5割軽減判定基準
＝ 33万円 ＋ $\frac{26\text{万円}}{2}$ × 被保険者数
《改正前24.5万円》

2割軽減判定基準
＝ 33万円 ＋ $\frac{47\text{万円}}{2}$ × 被保険者数
《改正前45万円》

◎保険料の納期限までの納付をお願いします。

平成27年度の「後期高齢者医療保険料額決定通知書」は7月中旬にお送りします。

年金からの天引きでなく、口座振替も申請されていない普通徴収の方は、納付書と兼用になりますので、各納付場所で納期限までの納付をお願いします。

なお、今年度からコンビニエンスストアでも納付できるようになりました。

◎被保険者証が更新されます。

被保険者証（保険証）が8月1日に更新されます。新しい保険証の色は緑色です。8月1日現在の世帯と前年中の所得課税状況をもとに、医療費の自己負担割合（1割または3割）を記載しています。

7月下旬に、きみどり色の封筒でお送りします。届きましたら記載内容を確認のうえ、大切に保管してください。

◎医療費の窓口負担額などが軽減されます。
（市民税非課税世帯のみ）

市民税非課税世帯の方は、入院や高額な外来医療を受けるとき、被保険者証と一緒に「限度額適用・標準負担額減額認定証」を提示することにより、医療費の窓口負担額や入院時の食費などが軽減されます。

・現在減額認定証をお持ちで、8月以降も対象の方には、7月下旬に新しい証をお送りします。

・新たに申請される方は、被保険者証と認め印を持って、長寿支援課で手続きをお願いします。

※お問い合わせは、長寿支援課 いきいき長寿係
（☎ 880-6556）まで

8月から介護保険制度が改正されます

◎一定以上の所得がある方は、利用したサービス費の2割をご負担いただくことになります。

65歳以上の方で合計所得が160万円以上で、世帯の65歳以上の方の年金収入とその他の合計所得金額の合計が単身で280万円以上、2人以上の世帯で346万円以上の方はサービス利用費の負担割合が2割になります。

要介護・要支援認定を受けた方は、毎年7月に、市から負担割合が記された証を交付します。介護サービスを利用するときは、この負担割合証と介護保険被保険者証の2枚を一緒にサービス事業者や施設にご提出ください。

◎施設入所における食費・居住（滞在）費軽減の対象要件が見直されます。

次の要件に当たる方は軽減が受けられなくなります。

①配偶者が市民税課税者である場合

②預貯金などが一定額を超える場合

配偶者がいる方：合計2,000万円以上
配偶者がいない方：1,000万円以上

*直近から2カ月前までの通帳の写しなどの提出による申告が必要になります。

◎施設の相部屋（多床室）に入所する市民税課税世帯の方の部屋代負担が変わります。

特別養護老人ホームの相部屋への入所者（ショートステイ利用者を含む）のうち、市民税課税世帯の方については、新たに「室料相当」を負担していただくこととなります。具体的な部屋代については、施設と入所者との契約事項となりますので、各施設にお問い合わせください。

◎月々の負担の上限（高額介護サービス費支給基準額）が変わります

課税所得が145万円以上の65歳以上の方がいる世帯は、支給基準額が月額44,400円に引き上げられます。なお、世帯内の65歳以上の方全員の収入の合計が383万円（2人以上の場合は520万円）に満たない場合は、申告により37,200円となります。

※お問い合わせは、長寿支援課 介護保険係
（☎ 880-6556）まで